

お取引の規定の変更のお知らせ

第四銀行

当行は、政府による「反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議）に基づき、各種規定に反社会的勢力に関する規定を定めております。

今般、以下の規定につきまして内容を変更するとともに、今まで定めていなかったお取引につきましても追加することといたしました。

現行規定と併せて、本規定を適用させていただきます。

【規定改定日】

平成24年4月2日より

※改定日以前にお取引いただいたお客さまにも、改定後の規定を適用させていただきます。

【対象規定】

規定の変更	普通預金規定、普通預金規定（通帳発行省略用）、貯蓄預金40規定、貯蓄預金10規定、納税準備預金規定、貸金庫規定、外貨普通預金規定、居住者外貨預金勘定約定書	
規定の追加	通帳式預金規定集	総合口座取引規定、定期預金規定、自動積立定期預金規定、定期積金規定、通知預金規定、通知預金規定（通帳発行省略用）
	証書式定期預金規定書	定期預金
	外貨預金規定集	スーパー外貨定期預金規定【通帳式】、外貨定期預金規定【証書式】

【変更および追加する規定内容】

次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDに準ずる行為